

2 1 陳情第 4 号

2 1 陳 情 第 4 号	景観行政団体としての景観ガイドラインの厳格な運用に関する陳情
付 託 委 員 会	環境建設委員会
受 理 及 び 付 託 年 月 日	平成 2 1 年 2 月 1 6 日 受 理、 平 成 2 1 年 2 月 2 6 日 付 託
陳 情 者	新宿区西新宿 _____ _____ _____

(要 旨)

景観行政団体として景観ガイドラインを厳格に運用していただきたい。
景観ガイドラインの遵守基準について明確な回答をいただきたい。

(理 由)

平成 2 0 年 3 月 2 1 日開催の第 1 3 5 回都市計画審議会の中で「西新宿 5 丁目中央北地区再開発」の高さの景観スカイラインについて新宿区景観まちづくり審議会の委員長から以下のような趣旨の発言がありました。

「景観スカイラインは都庁からのラインが望ましく、今回は景観スカイラインは良くないが権利者の意向等も考慮して高さを高くしても良いのでないか」

権利者の利益等々のために景観スカイラインの柔軟な運用を示唆しているものである。この発言は西新宿 5 丁目中央北地区再開発の都市計画決定に重要な役割を果たしました。

都庁からの景観スカイラインなら高さは 1 0 0 m が限度である。

いきなり高さ 2 0 0 m までの拡大解釈は暴挙としか言えない。

権利者の意向はどこまで考えるべきなのか。

新宿区への「今後の景観まちづくりのあり方とその実現方策について」の最終答申では経済性や効率性を重視した建築行為が街並みを破壊したとあります。まさに、このような行為を肯定する新宿区景観まちづくり審議会や新宿区の見識を疑うものであります。

景観行政団体となった新宿区は厳格な景観スカイラインの遵守を行い、「西新宿 5 丁目中央北地区再開発」の都市計画決定を再考すべきであります。

権利者の意向を考慮するために景観をどこまで犠牲にして良いのか。その判断基準について明確な回答を文書にいただきたい。

景観ガイドラインの遵守基準について明確な回答をいただきたい。